

熊本県優秀技能者表彰実施要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県優秀技能者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第5の規定に基づき、優秀技能者表彰の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 被表彰候補者

次の各項のすべての要件を満たす者であること。

- (1) その者の有する技能の程度が優秀であり、県内を通じて当該技能において第一人者と目されていること。
- (2) 原則として、技能検定の1級以上（単一等級を含む）の資格又は職業訓練指導員免許を有する者であること。
ただし、その者の有する技能に該当する技能検定職種又は職業訓練指導員免許職種がない場合で、かつ、その者の有する技能がきわめて優れており、本表彰にふさわしい功績を有する場合はこの限りではない。
- (3) その者の有する優秀な技能を要する職業に関して、15年以上の経験を有し、かつ、現に当該職業に就業している満年齢35歳以上の者であること。
- (4) 就業を通じて後進技能者の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと、又は、技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (5) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

第3 表彰者数

- (1) 同一職種の表彰者は、原則として男女各1名を上限とする。

第4 被表彰候補者の推薦及び選考

- (1) 被表彰候補者は、市町村、熊本県職業能力開発協会若しくは一般社団法人熊本県技能士会連合会の構成会員である団体及び事業所、その他県レベルの団体又は職業能力開発推進者を選任している事業所（以下「推薦者」という。）から推薦された者の中から選考するものとする。

(2) 推薦数

- ① 各団体、事業所からの推薦は、原則として男女各1名を上限とする。
- ② 前年度に受賞者があった事業所からの連続推薦は、原則としてできないものとする。

(3) 提出書類

推薦者が被表彰候補者を推薦する場合には、次の書類をそれぞれ1部提出するものとする。

- ① 推薦理由書（様式第1）
- ② 調書（様式第2）
- ③ 履歴書（様式第3）
- ④ 申立書（様式第4）
- ⑤ その他の資料

被表彰候補者のもっとも高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は証明することのできる資料を収集し、添付すること。

ア 本人の手掛けた作品、建造物等の写真

イ 本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

ウ 本人の工夫、改善等に関する説明書、図面等

エ 特許、実用新案、表彰等については、その内容を証明する資料

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。